

令和5年7月

発行:野洲市農業委員会事務局
電話:077-587-6007

令和5年度 野洲市農業委員会だより

■ 農業委員26名の方々をご紹介します。

※ 任期は、令和5年7月20日～令和8年7月19日までの3年間です。

※ 意見区域等は、広報やす9月号に掲載します。

(順不動/敬省略)

氏名	住所	
市木 和雄	三上	再任
青木 章	北桜	新任
立入 三千男	野洲	新任
川東 静佳	小篠原	新任
森 恒仁	小篠原	再任
小森 喜一	高木	新任
山田 富男	大篠原	新任
井狩 憲一	入町	再任
島村 平治	小南	再任
橋本 高明	乙窪	新任
廣瀬 久雄	乙窪	新任
針本 一春	比留田	新任
田中 靖志	木部	再任
米澤 博	虫生	新任
井上 輝子	比江	新任
北中 良夫	市三宅	新任
石塚 健一	辻町	再任
山本 芳隆	北	新任
清水 稔	中北	再任
木村 二郎	野田	新任
野洲 秀一	安治	新任
中濱 佳久	堤	新任
北浦 一宏	井口	新任
角出 昇	吉川	新任
辻 美智子	吉川	新任
岩井 正男	五之里	再任

※ 令和5年度農業組合長をご紹介します。

(敬省略)

野洲地区	
野洲	立入 三千男
四ツ家	鈴木 市朗
市三宅	北中 良夫
行畑	奥野 栄作
東部	福山 進一
西部	村上 美代治
桜生	森 英樹
久野部	冨田 久和
竹生	竹内 薫

篠原地区	
大篠原	川端 茂夫
小堤	高谷 誠次
入町	玉本 邦雄
長島	加々爪 孝治
高木	田中 清藏
小南	山本 英治

三上地区	
山出	条川 藤太
東林寺	小林 幹雄
前田	市木 和雄
小中小路	田中 考司
大中小路	西村 権四郎
妙光寺	坂口 秀治
南櫻	萩原 誠次
北櫻	坂口 善己

中主地区	
比江	角谷 茂
小比江	大崎 正彦
北比江	橋本 高明
乙窪	廣瀬 久雄
吉地	中川 健司
西河原	増田 誠治
比留田	東 謙二
木部	田中 靖志
虫生	白井 己代治
八夫	北脇 美代次
野田	河瀬 敬二
五条	築山 源太郎
安治	吉田 芳一
須原	冨田 眞至
下堤	尾場 半右衛門
堤	野神 好一
井口	北浦 一宏
六条	辻川 清太郎
吉川	吉川 久和
菖蒲	東 昇一

祇王地区	
上町	小嶋 徳三
下町	山田 年男
江部	野村 明一
中北	清水 稔
北	松野 久和
上屋	堤 繁男
辻町	石塚 健一
冨波甲	角 亨
冨波乙	竹内 睦夫
五之里	川崎 智昭

■農業委員会へ許可や届出が必要です

○農地を農地のままで権利移動する場合(売買・賃貸借等)

農地法第3条第1項の許可申請

市内農地の権利を取得する場合⇒農業委員会申請・許可

農業経営基盤強化促進法に基づく権利の設定・移転・転貸申出

農用地利用権設定等申出書を農林水産課へ提出

○自己所有の農地を農地以外に転用する場合

市街化調整区域－農地法第4条第1項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

市街化区域－農地法第4条第1項第7号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

○権利移動を伴い、農地を農地以外に転用する場合

市街化調整区域－農地法第5条第1項の許可申請⇒農業委員会申請・許可

市街化区域－農地法第5条第1項第6号の届出⇒農業委員会届出・受理書交付

■農地を荒廃させないために

農地を耕作しないで適正に管理しないと、雑草が生え隣接する農地等にも影響します。耕作できなければ、定期的な除草等の管理をお願いします。

■農地の違反転用について

農地を転用(農地以外にすること)するには、農業委員会で手続きが必要です。許可を得ないで転用すると、法律違反になります。また、原状回復(農地にもどす)命令を行う場合があります。

■農地の賃借料のお知らせ

※10アール当たりの金額です

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田の部	基盤整備地域	7,662円	12,500円	3,200円	698	全地域(生産調整田(転作田)含む)
	未整備地域	5,750円	8,000円	2,500円	43	全地域(生産調整田(転作田)含む)
畑の部	普通畑	4,006円	4,090円	4,000円	16	全地域(特殊畑を除く)
	特殊畑	8,680円	12,391円	4,000円	37	野洲川地区農地開発区域、吉川字中瀬に存する畑地

* サンプルとしたデータは、令和4年1月～令和4年12月の農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権設定された事例を収集したものです。最高額、最低額は、データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いたデータを対象としています。

※ 農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際の目安としていただくため、情報提供するものです。本情報は実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃貸料は対象農地の状況(耕作の難易、土地の広さ、形状等)に合わせて、当事者同士で十分協議して設定して下さい。



農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられます

(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)

